

全日本教職員連盟団体総合共済会の会員みなさまへ

# 収入補償制度の ご案内

傷病による長期療養時の収入補償制度

全日本教職員連盟の  
会員のみが加入できる  
独自の制度です。

病気やケガで  
仕事ができなくなった場合に、  
一定の所得を最長60才まで  
補償します。

年1回の募集です。  
是非ご加入をご検討ください。

CHECK!

## 収入補償制度 ご案内ムービー

- 右記を携帯電話・スマートフォンで読み込みアクセスしてください。  
(通信料がかかります)。
- ログインID・パスワードの入力欄にはそれぞれ「LTD」とご入力ください。





## 病気やケガで仕事ができなくなったら… 今の生活を続けら

病気やケガで休職する場合、有給休暇期間や共済組合の傷病手当金支給期間は、ある程度の収入が補償されます。しかし、療養が長引いて長期にわたり働けなくなったらどうなるでしょう。不幸にして退職せざるを得ず、収入が途絶えてしまうこともあり得ます。また、所定の重度障害に該当した場合の障害年金などの社会保障給付は、生活水準を維持するためには決して十分な金額とはいえません。



※傷病手当金 (1年6か月)+傷病

## 収入補償制度

### 補償額 & 保険料

みなさまの家族構成や生活設計を考慮のうえ、必要な補償額を選んでご加入ください。  
1口=月額5万円補償で、最高5口までご加入できます。

- 1口 = 月額 5万円補償
- 2口 = 月額 10万円補償
- 3口 = 月額 15万円補償
- 4口 = 月額 20万円補償
- 5口 = 月額 25万円補償



※ご加入口数は、月額補償(口数×5万円)×12が年収の50%以下となるように選択ください。

保険料表<1口=保険金月額5万円>

2019年12月1日時点の年齢

| 年齢区分   | 男性     |         | 女性     |         |
|--------|--------|---------|--------|---------|
|        | プラン名   |         |        |         |
|        | M1     | M2      | W1     | W2      |
|        | 月払保険料  | 一時払保険料  | 月払保険料  | 一時払保険料  |
| 15～24才 | 419円   | 5,031円  | 269円   | 3,224円  |
| 25～29才 | 441円   | 5,287円  | 344円   | 4,129円  |
| 30～34才 | 530円   | 6,363円  | 481円   | 5,768円  |
| 35～39才 | 679円   | 8,146円  | 704円   | 8,444円  |
| 40～44才 | 930円   | 11,155円 | 1,059円 | 12,712円 |
| 45～49才 | 1,233円 | 14,791円 | 1,407円 | 16,889円 |
| 50～54才 | 1,402円 | 16,821円 | 1,511円 | 18,126円 |
| 55～59才 | 1,329円 | 15,943円 | 1,293円 | 15,511円 |

※保険料の払込方法は年1回、継続時に変更可能です。

※別途、保険料の口座振替1回につき、口座振替手数料68円(税別)がかかります。

## 収入補償制度に加入す



※傷病手当金(1年

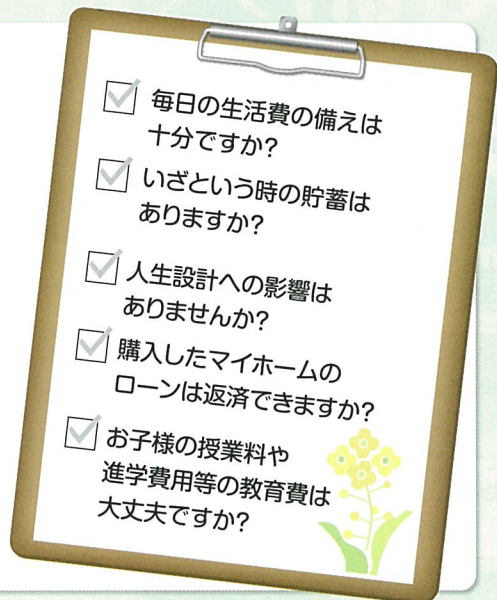
●「精神障害補償特約」がセットされています。 ●精神障



# について



れますか？



- ☒ 毎日の生活費の備えは十分ですか？
- ☒ いざという時の貯蓄はありますか？
- ☒ 人生設計への影響はありませんか？
- ☒ 購入したマイホームのローンは返済できますか？
- ☒ お子様の授業料や進学費用等の教育費は大丈夫ですか？

## 1か月生活するのに、どれくらいの収入が必要でしょうか。



現在の生活レベルを維持するために、どれくらいの収入が必要なのでしょう。

長期の療養により職場からの収入がなくなっても、生活に必要な毎月の支出はほとんど変わりません。

世帯主が就労不能となった場合に必要と考える生活資金は、

月額 **28.6万円**

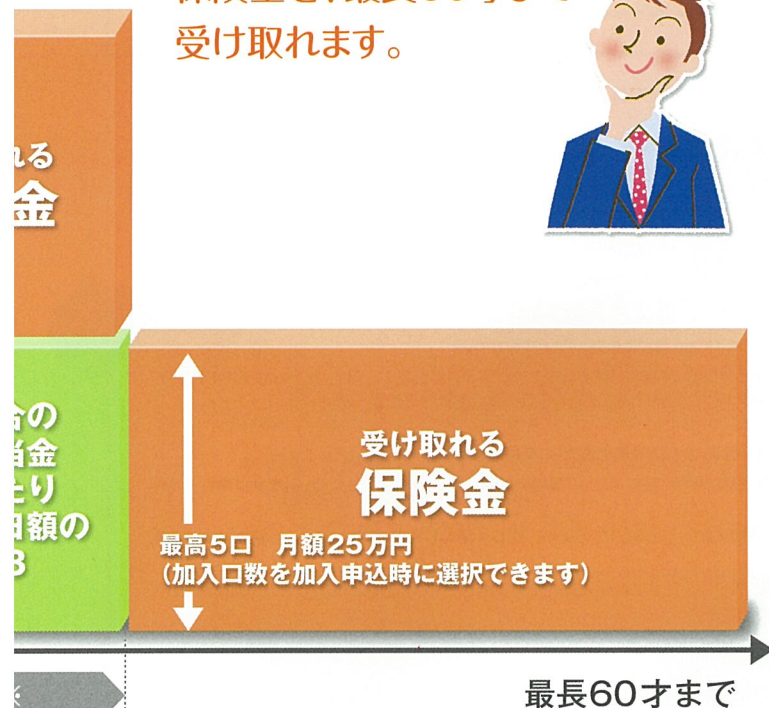
平成27年度 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」

二人以上の勤労者世帯における消費支出は、

月額 **31.5万円**

平成27年 総務省家計調査(年報)「1世帯当たり1か月間の収入と支出」

ると… 病気やケガによる休職が長期化し、90日を超えても職場に復帰できない場合に、ご加入の口数に応じた保険金を、最長60才まで受け取れます。



## 収入補償制度の特長



Point 1

### 最長60才まで補償

病気やケガによる療養のため、職場を連続して休んだ期間が免責期間(90日)を超えた場合に、保険金支払が開始されます。傷病が回復し、職場に復帰できるようになるまでの期間、最長60才まで保険金をお支払いします。

※精神障害による就業障害の場合、てん補期間(保険金支払期間)は2年間が限度となります。

※保険金支払期間は60才に達した日まで、または3年間のいずれか長い期間です。

Point 2

### 復職後の補償

病気やケガから回復し復職したけれども、障害が残って健康時と同じような仕事はできない、治療を継続しながらのため完全な職場復帰ではないなどの場合で、収入が健康時よりも20%超減少している場合に、その減少割合に応じて保険金をお支払いします。

Point 3

### 退職後の補償

病気やケガが原因で退職する場合でも、就業障害のため働けない状態が継続していれば、保険金をお支払いします。

Point 4

### 保険金は非課税

保険金は非課税です。  
所得税および住民税の対象となりません。

Point 5

### 全日本教職員連盟団体総合共済会の会員の方の独自制度

全日本教職員連盟団体総合共済会の会員のみが加入できる制度です。(2019年12月1日時点の満年齢が59才以下の方に限ります)

※1) + 傷病手当金(6か月)

※2) 精神障害による就業障害の場合、てん補期間は最長2年間となります。



|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 加 入 資 格            | 全日本教職員連盟団体総合共済会の会員で、2019年12月1日時点の満年齢が59才以下の方                                                                                                                                                                                                                                              |
| お 申 込 み 期 間        | 2019年6月3日(月)～2019年8月30日(金)                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 保 険 期 間<br>(ご契約期間) | 2019年12月1日 午後4時～2020年12月1日 午後4時                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 保 険 料              | 当「収入補償制度のご案内」に保険料が記載されていますので、ご確認ください。<br>※保険料は、団体割引率20%(被保険者数1,000名以上5,000名未満)適用で計算しています。<br>※保険期間1年間の契約で、原則として加入資格を満たすかぎり、継続して加入いただける自動継続契約です。<br>契約内容に変更・脱退のお申し出がないかぎりご契約は自動的に継続されます。また、継続後の保険料は継続日現在の被保険者の年齢・保険料率等により、変更となる場合があります。<br>(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。 |
| 保 険 料 払 込          | ご指定の銀行口座から自動振替いたします。(2019年12月27日振替開始)<br>別途、保険料の口座振替1回につき、口座振替手数料68円(税別)がかかります。                                                                                                                                                                                                           |
| 税法上の取扱い            | 払込みいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の介護医療保険料控除として、他の介護医療保険料控除の対象契約の保険料と合算し、所得税の場合最高4万円が、住民税の場合最高2万8千円が、所得金額から控除されます。(2019年2月現在)                                                                                                                                                                  |

## 資料請求はこちら

お問合わせ先

アフィニティ・コンタクトセンター

**0120-257-522**

制度についてのお問合わせ、申込方法などお気軽にお問合わせください。

※携帯電話からもご利用いただけます [受付時間] 9:00～17:00 (祝日除く月～金)

(資料請求期間 2019年4月8日(月)～2019年8月30日(金))



保 険 商 品 正 式 名 称 「団体長期障害所得補償保険」Group Long Term Disability (GLTD)

引 受 保 険 会 社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(幹事会社 分担割合:95%) 公務部 営業第二課  
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19 TEL:03-6734-9985  
日本生命保険相互会社(非幹事会社 分担割合:5%)

取 扱 代 理 店 ジャパン・アフィニティ・マーケティング株式会社  
〒107-6216 東京都港区赤坂9丁目-7-1

- この保険は全日本教職員連盟団体総合共済会を保険契約者とし、会員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。
- このパンフレットは、団体長期障害所得補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず同封の「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。  
ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)および保険証券は保険契約者(全日本教職員連盟)に交付されます。
- 健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引き受けをお断りしたり、引き受け条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- この保険契約は2社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独個別に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領・保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。
- 本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。  
【個人情報の取扱いについて】  
本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規制(第53条の10)により、利用目的が限定されています。  
詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<http://www.aioinissaydowa.co.jp>)および各引受保険会社のホームページをご覧ください。